

農林水産省地球温暖化対策総合戦略のポイント

1. 総合戦略の策定と位置付け

- 我が国の 2005 年度の温室効果ガス総排出量は、基準年比で約 8 % 増加しており、京都議定書の 6 % 削減約束の達成は非常に厳しい状況。このような状況を踏まえ、現在、京都議定書目標達成計画の評価・見直し作業が進められており、森林吸収源対策、バイオマスの利活用など計画に位置付けられている対策の加速化を図ることが重要であるとともに、新たな対策の追加等の見直しを本年度中に行う予定。
- IPCC の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測。また、我が国でも一部の農作物で高温障害等の発生が問題化。
- 世界全体での地球温暖化対策の推進に資するため、我が国の農林水産技術を活用した国際協力が重要。
- このような状況を踏まえ、農林水産分野の地球温暖化対策を加速化するための総合戦略を策定。
- 今後、本総合戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進するとともに、京都議定書目標達成計画の見直しにも反映し、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業を実現。

2. 総合戦略のポイント

地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業の実現を図るため、(1) 地球温暖化防止策、(2) 地球温暖化適応策、(3) 我が国の技術を活用した国際協力を柱とする「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を策定。今後、この総合戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進。

(1) 地球温暖化防止策

京都議定書 6 % 削減約束の達成に貢献するため、①京都議定書目標達成計画に削減目標値が設定されている「森林吸収源対策」、「バイオマス資源の循環利用」、「食品産業等の環境自主行動計画の取組等」については、これまでの進捗状況等を踏まえ、削減目標値の確実な達成に向け、施策の加速化を図る。②削減目標値が設定されていない「施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策」、「環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減」、「漁船の省エネルギー対策」については、新たな削減目標値を設定し、その達成に向けた施策を推進。

① 京都議定書目標達成計画において削減目標値が設定されている施策

- 森林吸収目標（1,300 万炭素トン）の達成は、京都議定書の 6 %削減約束の達成には不可欠であるが、現状程度の水準で森林整備等が推移した場合、110 万炭素トンが不足する見込み。

このため、今後 19 年度から今後 6 年間で 330 万 h a の間伐の実施等为目标とする「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、森林吸収量の目標達成に向け、運動を通じた総合的な取組を推進するとともに、引き続き追加整備のために安定的な財源を確保することが必要。

- 規格外農産物等の安価な原料を用い、実用化規模の国産バイオ燃料の施設整備（2011 年度までに 5 万 k l /年の導入）を進めるとともに、食料と競合しない稲わら・木材等の活用による国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図るため、技術開発を推進。

また、バイオマスタウン 300 地区の構築（2010 年度までに年間約 100 万 C O₂トンの削減）などバイオマス資源の循環利用を加速化。

- 食品産業等における環境自主行動計画の策定業種の拡大・目標引き上げ等や省エネルギー対策の取組の強化。

② 新たな削減目標値を設定し、その達成に向け推進する施策

- 施設園芸・農業機械については、関係業界、研究機関との連携により、施設園芸環境自主行動計画の策定、省エネルギー効果の高い暖房設備・農業機械・資材等の導入促進、農業者向け省エネルギーマニュアルの策定・普及等の温室効果ガス排出削減対策を総合的に推進（2010 年度までに年間約 25 万 C O₂トンの削減）。

- 稲作（水田）の栽培技術（有機物管理・水管理）の確立・普及や施肥量の一層の適正化・低減により、農地から発生するメタン、一酸化二窒素の排出削減を推進（2010 年度までに年間約 16 万 7 千 C O₂トン（※調整中）の削減）。

- 省エネルギー型漁船等の開発・実用化・普及の一体的な促進や適切な運航管理の促進による漁船の省エネルギー対策を一層推進（2010 年度までに年間約 4 万 7 千 C O₂トンの削減）。

③ その他の施策

その他の施策についても、より一層の温室効果ガス排出削減に向け、農業用水を活用した小水力発電施設や太陽光発電施設の導入、地産地消の普及啓発を通じた環境負荷の少ないライフスタイルの変革、農林水産分野の新たな温室効果ガス排出削減技術の研究開発、農林水産省における日常の事務・事業を通じた省エネルギーの取組等を推進。

(2) 地球温暖化適応策

今後避けることができない地球温暖化による農林水産業への影響に対応するための地球温暖化適応策の取組を積極的に推進。

① 農林水産業における気象被害等の発生状況を踏まえた地球温暖化適応策の推進

現在発生している農作物の被害状況や農林水産施設への影響、森林資源・水産資源への影響等を的確に把握・分析し、必要に応じて、適応策の普及・指導等を推進。

農畜産物については、全国調査の結果や研究機関における技術開発の成果等を踏まえ、当面の適応策や今後の対応方針を「品目別適応策レポート・工程表」として取りまとめたところ。今後、当面の適応策の生産現場への普及・指導や早急に普及すべき新たな適応策技術の導入実証を推進。

② 地球温暖化適応策に関する技術開発等

生産現場のニーズを踏まえ、高温耐性品種の育成や栽培管理技術の改善など生産安定技術の開発を早期に実施。

また、将来の地球温暖化の進行による農林水産業への影響に関する予測研究を行い、想定される影響の内容・程度やその時期等について総合的な評価を実施し、この結果に基づく適応策の開発を計画的に推進。

(3) 農林水産分野の国際協力

農林水産分野の地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力を積極的に推進。

○ 我が国の技術・経験を活用して、世界の農林水産分野の排出削減対策等が促進されるよう国際協力を推進するとともに、地球温暖化の進行により懸念される世界の食料問題、砂漠化などの土壌劣化や水資源の問題等の解決に向け国際協力を推進。

○ 世界の森林減少による温室効果ガス排出量は、全世界の排出量の約20～25％に相当すると推計されていることも踏まえ、違法伐採問題の解決へ向けた取組などを推進するとともに、持続可能な森林経営のための技術協力や木材生産国における森林管理体制の強化等につながる国際ルールづくり、森林減少対策に積極的に参加・貢献。

(注) 平成20年度予算要求関連施策については、8月末に開催される省議において決定されるものであり、現時点で確定しているものではない。